

三鷹商工会 商工会 SNS 運用委託業務仕様書

1. 件名

三鷹商工会 商工会 SNS 運用委託業務

2. 目的

本事業は、三鷹商工会が運用する SNS（Instagram、Facebook、公式 LINE）において、定期的な情報発信が十分にできていない現状の課題を解決するために実施する。運用の専門性を有する市内事業者へ業務を委託することにより、商工会の活動や各種事業に関する情報を、市内事業所および近隣市民に対して迅速・定期的にかつ訴求力高く発信できる体制を構築する。これにより、商工会の認知度向上および利用促進を図ることを目的とする。

3. 委託場所

三鷹商工会が指定する場所、または受託事業者の事業所

4. 契約期間

契約締結確定日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 9 年 4 月 1 日以降は別途運用委託契約を締結する。

5. 三鷹商工会 SNS の内訳

ア Instagram

<https://www.instagram.com/mitakashokokai/>

イ Facebook

<https://www.facebook.com/p/%E4%B8%89%E9%B7%B9%E5%95%86%E5%B7%A5%E4%BC%9A-100064667140817/>

ウ 三鷹商工会公式 LINE

6. 業務内容

受託事業者は、次に掲げる（１）（２）の項目について、三鷹商工会と協議しながら実施すること。

このほか、事業実施に当たって必要な事項については三鷹商工会と協議の上随時実施すること。

（１）三鷹商工会 SNS の運用支援一式

進行管理、投稿計画の策定、記事制作およびその支援、記事投稿等への対応支援、フォロワー数獲得等のためのプロモーションの企画及び運用

投稿については、各 SNS 月 2 回を基本とする。それ以上の投稿が必要となる場合には別途協議を行う。

投稿に使用する情報・写真素材等は原則として三鷹商工会から提供するものとする。

年度（令和 9 年 3 月 31 日まで）の投稿件数は、契約額の範囲内で 24 件（3 媒体合計）とする。

※受託事業者はユーザーからのコメント・問合せ等への直接の返信・対応は行わないものとする。

（２）三鷹商工会 SNS の情報拡散についての効果検証・分析

実施案件について、ホームページ等の記事への誘導効果を検証・分析し、

今後の対策方針を提示する。

7. 実施について

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、常時連絡が取れる体制とすること
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じた時は、速やかに三鷹商工会と協議を行うこと。

8. 事業報告

委託業務終了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出すること。

9. その他

- (1) 製作物一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、委託者に帰属する。また、利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関する手続き及び制作物に関して著作権侵害を主張された場合の責任は受託事業者が負うものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託事業者は業務上知りえた事項を第三者に漏洩・個人的な利用をしてはならない。
- (3) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を順守すること。
- (4) 委託後 LINE 公式アカウント等のシステム利用料・配信通数費用が発生する場合は、受託事業者が立替えて支払うものとし、委託者へ請求するものとする。